

令和 6 年度 大阪市芸術文化活動助成（一般助成 A・一般助成 B・特別助成）の審査について

令和 5 年度までの本助成金制度では、一般助成と特別助成の助成上限額に大きなギャップが存在し、小規模の活動が活動規模に合った適切な審査を受けられる枠が不足しているという課題がありました。

そのため、令和 6 年度募集より本助成の制度が見直されることとなり、一般助成 A（上限 20 万円）、一般助成 B（上限 50 万円）、特別助成（上限 400 万円）という 3 種類の助成カテゴリーが設けられました。

更には、コロナ禍に対する支援が終わる中、本助成金の予算をコロナ以前の水準に戻す予定でしたが、昨年度と同程度の予算を一般財源で確保することができました。これらを達成できたのは、大阪市文化課の献身的な努力の賜物です。

令和 6 年度一般助成枠 A では、合計 58 件（うち新規が 22 件）の申請があり、うち 24 件（新規は 7 件）を採択しました。一般助成枠 B では、合計 33 件（うち新規が 11 件）の申請があり、うち 13 件（新規は 3 件）を採択しました。特別助成枠では 61 件の申請があり、うち 27 件（新規は 13 件）を採択しました。

申請書の一つひとつ丁寧に検討する過程で、審査員一同は申請者の強い想いと直面し、可能な限り多くの活動を支援したいと強く願いました。しかし、本助成金の限られた資源を最も効果的に配分する方法、本助成金が市民の皆さまから納められた税金を原資とする以上、税金使用の説明責任をどう果たすべきかなどを、多角的な視点で慎重に検討させていただきました。

審査過程では、助成金の目的へ立ち返り、その目標とする効果を改めて考え直しました。本助成金の目的は、「市民に優れた芸術活動の鑑賞機会を提供し、情操を豊かにすること」です。単に質の高い文化芸術活動を支援するだけでなく、特に市民生活へのポジティブな影響を通して、社会全体に寄与することを意図しています。この考え方は本助成金が公的支援であるが故、芸術と社会の双方向の関係性に基づいており、申請者にはこの広い視野を持つことが求められます。

しかし、申請書の記述が十分でなかったり、具体性に欠けるもの、審査項目に合致しない申請書も目立ちました。この点に関して、大阪市文化課は助成金説明会・個別相談会や申請受付期間中の電話相談を実施しています。これらの機会を活用していただくことで、アピール力の高い申請書を作成し、申請者の想いや活動の価値を効果的に伝えることができます。

また、コロナ禍の最中では、少しでも多くの個人や団体に支援を提供するため、減額採択を実施しながらできる限り多くの活動を採択してきました。厳しい状況下で多様な活動が支援を受けれるよう配慮し、活動を継続していただくことを重視しました。

しかし、コロナウイルスの状況が落ち着き、第 5 類への格下げが行われた現在においては、一般助成 A・一般助成 B における減額採択を廃止し、より充実した内容の申請を満額で採択することにより、助成の

効果を最大限に発揮していただくことを目指しました。

今回の申請が不採択となったことは、申請者の活動そのものに問題があるわけではありません。不採択の主な理由は、申請書でのアピール方法が本助成金の目的や審査項目に沿っていなかった可能性が考えられます。助成金を申請する際には、その助成金が求める目的や審査項目を十分に理解し、それに基づいて申請書の内容を工夫することが重要です。

また、助成金を得るために申請者が行っている活動そのものを変える必要はありません。むしろ、実施している活動の中で既に行っている取り組みや工夫があれば、それらを改めて俯瞰し、申請書に明確に言語化することが大切になります。

今回の結果にかかわらず、来年度以降も引き続き助成金申請を続けていただくことを強くお勧めします。毎年の申請を通じて、申請書においてのアピール力を高め、より魅力的な活動提案を目指して下さい。また、継続的な申請は、本助成金獲得の可能性を高めるだけでなく、申請者自身の活動の見直しや改善にも繋がります。

なお、特別助成の申請者には大阪アーツカウンシルの審査時の講評をお知らせいたします。今後の活動の参考にしてください。

今後も大阪アーツカウンシルの活動を通して、大阪における皆さまの活動を心より応援させていただきます。

大阪アーツカウンシル統括責任者
宮崎優也